

平成31年2月28日裁決

## 主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、生計を維持されていたとは認められないとして遺族厚生年金を不支給とする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法の通算老齢年金の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したところ、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、死亡の当時、その者によって生計を維持されていたと認められないため、遺族厚生年金を受けることのできる遺族に該当しないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第4 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者であった者で厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号に該当するもの(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(昭和61年政令第54号第88条第1項及び第3項、厚年法第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。
  - 2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、請求人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であり、Aの死亡の当時、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡の当時、Aと生計を同じくしていた者であると認められるかどうかである。
- ### 第2 当審査会の判断
- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。
    - (1) Aは、BとCの三男として出生し、請求人と昭和〇年〇月〇日に婚姻した。Aと請求人の婚姻関係は、平成〇年〇月〇日にAが死亡するまで継続していた。
    - (2) Aは、平成〇年〇月〇日に、〇〇市のa病院で死亡し、同月〇日、娘Dがその死亡を届け出た。
    - (3) 住民票(除票)によれば、Aは、昭



額です)

一方、私の把握している〇〇〇〇年1月分入所費は〇〇, 〇〇〇円訪問医療マッサージ費用〇, 〇〇〇円で、年金が¥〇〇〇, 〇〇〇円ですから、月々残金が〇〇, 〇〇〇円程で〇〇〇〇年から私が責任をもって管理いたしました。医療保険生命保険とも解約しておりますので死亡時の入院費・葬祭費ですべて蓄えはなくなりました

父の年金支給額¥〇〇〇, 〇〇〇(¥〇〇〇, 〇〇〇=2か月分、1か月分なら¥〇〇〇, 〇〇〇これは、〇〇〇〇年実績です、〇〇〇〇年から〇〇〇〇年の年金支給額はFが管理しております、以下に書いた通りなので、わかりません)より〇〇万円を支出しますと残金は月〇万円弱程度となります、しかも入所当時、父の身元保証人でありました長男(私の弟)のF(〇〇〇〇年〇月死亡)が年金の管理と称し、Aの年金の残金と預金の使い込みをいたしまして、施設使用料支払いのため生命保険と医療保険の解約も致しました。

〇〇〇〇年〇月にFが死去し、AとGの長女であるわたし、「D」が2人の身元保証人になりました時点ではほとんど年金の残金や預金はない状態でした、私が2人の身元保証人と父の年金管理者となった時点でも母の養護老人ホーム入所費用は母の年金のみで賄っております。繰り返しとなりますが、入所当時(〇〇〇〇年)2人の身元保証人は「F」でしたので、2人の介護施設への入所時の経緯の詳細は私にはわかりませんが、当時介護サービスの相談にのっていただいております方(ケアマネージャーさんや市の高齢福祉課)は事情(たぶんその時点で、母と弟に借金があり、弟がその返済に少額の父の年金残額を留保して流用するために生計維持関係を取らなかったのかと推察します)分かっていたかと思えます。

ちなみに、私の手元にあるのは、〇〇〇〇年からの父の施設使用料明細と年金支給明細と父の預金通帳であり父の葬儀と納骨を終えた現在はほぼ残金はありません。

<寡婦年金支給申し立て>

父も最近では認知症が進みそのようなことはあまり言わなくなりましたが。事件の遠因が自分のDVであることや長年連れ添った母への愛情なのか、自分の死後は母(G)に寡婦年金が支給されるので手続きを取るように再三言われておりましたので、このような事情説明となりました。

<その他事情>

父と母は〇〇市内で〇〇〇〇年まで約20年間鉄工所を経営しており、〇〇〇〇年に廃業する際に私、「D」と私の夫、H」と弟「F」で、債務整理を行います。H家が〇〇〇〇万円と自宅マンション残債(〇〇〇万)、弟がその他の借金〇〇万を負担いたしました。その後父の年金と母の年金をあわせて、2人で月〇〇万程で、私どもがローンを負担しました実家マンションに無償で居住するという形で老夫婦二人暮らしをしておりましたが、もともとパチンコ好きで人づきあいが好きな二人でしたので、〇〇〇〇年の父の「心動脈梗塞」と〇〇〇〇年の母の「白内障手術」あたりまでは、保険も解約せず暮らせましたが、その後生活費の算段に行き詰まり、保険料の滞納や保険会社やカードローンから借り入れが始まったようです。〇〇〇〇年に父の「上部消化管閉塞症」が発症し、食に執着が深かった父の母に対するDVが始まり、DVにより壁に頭を強打した母が「硬膜外血腫」を発症し緊急搬送、手術をした時点では支給された保険金で借入金も補てんする状態まで借入金に家計が圧迫されていたようです。母に後遺症の「うつ症状」が残り、〇〇〇〇年〇月の心中未遂事件が起こり、2人が共に暮らすことができなくなり、別々の

施設（特に母は、入所時は起訴猶予中であり、年金も少なく、一人で暮らすことが不可能であり、うつ病もあるため養護老人ホームに入所）に入所となりました。

母の養護老人ホーム使用料は最低限度の月〇千円程と聞いており、ホームの相談員の方のお話ですと母が父の遺族年金を受給できた場合は、使用料が現在より若干上がりますが〇〇〇〇年に弟（F）と母の多重債務が発覚し、弟の妻より住宅ローン等があるため自己破産はできないので、法テラスに相談して弟母ともに債務整理をする旨連絡がありました。

このため母の個人資産（医療保険や生命保険等解約して債務整理しました）は全て、なくなりました、要介護度が上がると養護老人ホームは出ねばならず、将来の特養への入所費用や入院費用、葬祭費用としての蓄えとなるのではないかと相談員の方もおっしゃっていました。

## 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、前記認定基準を定めているが、認定基準は、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。」とした上、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅した

ときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

上記の基準は、一般的・基本的なものとして相当と解される。

(2) 前記の事情によれば、Aと請求人は、昭和〇年〇月に婚姻し、50年近くを夫婦として同居して暮らしてきたものであり、平成〇年に至って、高齢となった夫婦が、別々の老人介護施設で生活することとなったため、別居に至ったものである。請求人夫婦が別の施設に入所することとなったのは、そのころ、Aが請求人に対し、暴力行為に及ぶことがあったことが機縁となつてはいるが、施設の選択は、家族ら周囲の者の判断によるものであり、夫婦自身が別居を望んでいたとはうかがわれず、もとより離婚の意思があったわけではないし、別居後、交流が乏しかったのも、このような周囲の者の配慮の結果であつて、夫婦の意思によるものではなかつたと考えられる。請求人夫婦は、それぞれの年金収入に見合う施設に入所する結果となつたため、外形上、生計を別とする状態になつたが、これも家族による施設選択の結果であり、夫婦が意図して生計を異にしたわけではない。一般に、長年同居して生活してきた夫婦であっても、高齢のため介護施設に入所するとなれば、夫婦が別々に生活し、それぞれの年金収入で生計を維持する結果となるのも社会的には特に不自然なことではなく、これも通常の夫婦の在り方の一つといえる。したがって、夫婦が長年共同生活をしてきたなどの当該事情に鑑みれば、このような経緯で別居に至つても、なお共同生活の延長にあるとみるのを相当とする場合があるというべきである。

以上のことからすると、本件の事情の下では、Aの死亡当時においても、請求

人は、同人と生計を同じくしていたと認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、請求人は、Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めるのが相当であり、これと異なる原処分は不当であるから、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。